

令和5年第4回京丹波町議会定例会（第1号）

令和5年12月5日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 令和5年12月 5日

15日間

至 令和5年12月19日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 同意第 4号 公平委員会委員の選任について

第 6 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 7 同意第 6号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任について

第 8 同意第 7号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任について

第 9 同意第 8号 京丹波町三ノ宮財産区管理委員の選任について

第10 同意第 9号 京丹波町質美財産区管理委員の選任について

第11 同意第10号 農業委員会委員の任命について

第12 同意第11号 農業委員会委員の任命について

第13 同意第12号 農業委員会委員の任命について

第14 同意第13号 農業委員会委員の任命について

第15 同意第14号 農業委員会委員の任命について

第16 同意第15号 農業委員会委員の任命について

第17 同意第16号 農業委員会委員の任命について

第18 同意第17号 農業委員会委員の任命について

第19 同意第18号 農業委員会委員の任命について

第20 同意第19号 農業委員会委員の任命について

第21 同意第20号 農業委員会委員の任命について

第22 同意第21号 農業委員会委員の任命について

- 第 2 3 同意第 2 2 号 農業委員会委員の任命について
- 第 2 4 同意第 2 3 号 農業委員会委員の任命について
- 第 2 5 同意第 2 4 号 農業委員会委員の任命について
- 第 2 6 同意第 2 5 号 農業委員会委員の任命について
- 第 2 7 同意第 2 6 号 農業委員会委員の任命について
- 第 2 8 同意第 2 7 号 農業委員会委員の任命について
- 第 2 9 議案第 6 0 号 京丹波町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 0 議案第 6 1 号 京丹波町職員ゝの給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員ゝの採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 1 議案第 6 2 号 京丹波町会計年度任用職員ゝの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 2 議案第 6 3 号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 3 議案第 6 4 号 京丹波町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 4 議案第 6 5 号 令和 5 年度京丹波町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 3 5 議案第 6 6 号 令和 5 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 6 議案第 6 7 号 令和 5 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 7 議案第 6 8 号 令和 5 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 8 議案第 6 9 号 令和 5 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 9 議案第 7 0 号 令和 5 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 0 議案第 7 1 号 令和 5 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 1 議案第 7 2 号 令和 5 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 2 議案第 7 3 号 令和 5 年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 2 号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

1 番 山 崎 裕 二 君

2 番 山 崎 眞 宏 君
 3 番 畠 中 清 司 君
 4 番 伊 藤 康 二 君
 5 番 居 谷 知 範 君
 6 番 西 山 芳 明 君
 7 番 隅 山 卓 夫 君
 8 番 谷 口 勝 巳 君
 9 番 山 田 均 君
 10 番 東 まさ子 君
 11 番 松 村 英 樹 君
 12 番 森 田 幸 子 君
 13 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（26名）

町	長	畠 中 源 一 君
副 町	長	山 森 英 二 君
総 務 部	長	松 山 征 義 君
健 康 福 祉 部	長	木 南 哲 也 君
産 業 建 設 部	長	栗 林 英 治 君
企 画 情 報 課	長	堀 友 輔 君
総 務 課	長	田 中 晋 雄 君
財 政 課	長	山 内 明 宏 君
管 財 課	長	藤 井 知 宝 君
税 務 課	長	小 山 潤 君
住 民 課	長	久 木 寿 一 君
福 祉 支 援 課	長	岡 本 明 美 君
健 康 推 進 課	長	西 野 菜 保 子 君
子 育 て 支 援 課	長	保 田 利 和 君
医 療 政 策 課	長	豊 嶋 浩 史 君

農林振興課長	藤井雅文君
商工観光課長	片山健君
土木建築課長	山内敏史君
上下水道課長	堀内浩二君
会計管理者	樹山敬子君
瑞穂支所長	中野竜二君
和知支所長	十倉隆英君
教育長	松本和久君
教育次長	堂本光浩君
学校教育課長	宇野浩史君
社会教育課長	村田弘之君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議会議務局長	長澤誠
書記	山本美子
書記	松谷洋二

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、健康管理のため、出席者の入場前の検温、手指消毒を行うとともに、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和5年第4回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、今会期中の署名議員は、1番議員・山崎裕二君、2番議員・山崎眞宏君を指名します。

なお、以上のご両君に差し支えのある場合には、次の議席の方をお願いいたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、同意第3号ほか38件です。

後日、町長から追加議案の提出があります。

提案説明のため、畠中町長ほか関係者の出席を求めました。

12月1日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

また、同日に全員協議会が開催され、議会運営委員会での協議決定内容の報告が行われま

した。

議会広報広聴特別委員会には、議会だより第81号の発行をいただきました。

本定例会までに受理した陳情書をお手元に配付しております。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

京丹波町情報センターに対し、本日の本会議の収録データの編集、自主放送番組での放映を依頼しましたので、報告いたします。

本日、本会議終了後、議会広報広聴特別委員会を開催しますので、委員の皆様には大変ご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長（梅原好範君） 日程第4、行政報告を行います。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 本日ここに、令和5年第4回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、令和5年も残すところわずかとなりました。今年は、大雨や台風接近に伴う災害対策本部の設置はあったものの、いずれも大きな災害とならず、心より安堵しているところです。

しかしながら、いざというときの事態に備え、今年度は様々な企業や団体と防災に関する協定を締結してきました。10月25日には、本町に工場がある太陽工業株式会社と天幕等資機材の供給に関する協定を締結したところです。国内のみならず世界的シェアを有する太陽工業株式会社との連携強化は京都府では初めてとなり、引き続き町内企業などと連携した取組を進めてまいります。

また、11月26日には和知地区において、例年実施しております原子力防災訓練を実施したところです。今回は8月に協定締結した全日本ヘリコプター協議会にもご参加いただき、救援物資の搬送訓練も初めて行いました。このような防災訓練を継続することは、大変重要であると考えており、引き続き関係機関と連携した取組を検討してまいりたいと考えており

ます。

10月13日に、京都府南丹警察署と共催で、「安心安全まちづくり大会」を開催いたしました。京都府内初の設置となった、たんばこども園前のキッズゾーン設置をはじめ、強固な連携の下、本町の防災、防犯、交通安全、暴力追放など、町民の皆さんの安心・安全な生活を確保することを広く内外に発信する機会となりました。

また、12月1日には、南丹警察署主催によります町内3小学校における通学路等の地域安全マップの贈呈式が瑞穂小学校で行われました。児童の皆さんも交通安全教室と防犯教室に参加され、寸劇などを通して交通事故や防犯の大切さを学ばれたことは、大変意義深い事業であったと感謝しているところです。

今後も相互が協力、連携する取組を実施し、本町が安心して生活できるまちであることを、移住政策や関係人口の増加につなげていきたいと考えております。

本町が四季を通じて最も輝き、来町者が最大となるこの時期に合わせ「京丹波マルシェ2023」を開催しました。約5,500人の方に、秋の京丹波の食を存分に味わっていただきました。

また、11月3日には、2,208人のランナーを丹波自然運動公園にお迎えし、「京都丹波ロードレース」を開催しました。季節外れの高温の中ではありましたが、丹波高原の心地よい風を受け、沿道からの応援を感じていただきながら、町内を駆け抜けていただいたところです。

両行事ともアフターコロナの中で、それぞれ携わっていただいた関係者が入念に準備をいただくとともに、それぞれの皆様も参加いただくことの楽しみを実感いただけたものと考えており、開催できたことと併せて、心から感謝を申し上げたいと思います。

このたび、昨年度から取り組んでまいりました「京丹波町タウンプロモーション戦略の方針」を策定し、去る10月13日付で記者発表会見を開催して、プレスリリースに至りました。

策定に当たっては、官民連携組織「京丹波イノベーションラボ」メンバーや京丹波町政策アドバイザーなど、多様な構成員による「デザイン思考」を駆使した柔軟な議論と、データ分析に基づきクリエイティブに生み出したものであります。

その戦略方針のキーワードは、「GREEN GREEN 京丹波」であります。

「GREEN」とは、本町の雄大な自然から着想を得て、心身の「健康」、木々の芽吹きに象徴される「成長」、みずみずしい野菜のような「新鮮さ」、そしてその新鮮さから生まれる前向きな姿勢を表し、2度繰り返すことで趣旨の強調と多様性、人々への共鳴を表現し

ました。

今後は、本町が発信している「モノ」や「コト」をブランドとして、「FROM京丹波」や、共感する人たちで創り上げるファンクラブ事業「CLUB京丹波」、そして今月9日に予定しています「GREEN GREEN マーケット」と題するイベントなどを通じて、さらにプロモーションを展開していくこととしています。

本町の最大の魅力である「食」により、町の活性化を進める「フードバレー構想」につきましては、食に関わるあらゆる分野の事業者等の連携・協力を進めるため、「フードバレー京丹波推進協議会」を設立いたしました。

今後は、この協議会を中心として産学官の連携を強化し、京丹波町の食の推進に向けた取組について協議を行う中、食に関わる産業の活性化を図ってまいります。

去る11月28日に第24回JR山陰本線沿線地域公共交通活性化協議会が開催され、園福線の運行路線、便数、運賃等の運行サービス内容の最終案が確認され、承認されたところです。今後、承認された内容は国に申請され、3月には認定される予定です。

来年度から新たな事業者による運行が開始されるに当たり、スムーズな移行が行われるよう、さらに詳細な協議をしてまいります。

最後に、令和6年度の本町の予算編成方針をこのほど策定いたしました。

先に、国が公表した経済報告による基調判断では、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くと期待される」としているものの、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされています。

こうした状況に対して、政府は、構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・子ども施策の抜本的強化等の重要政策課題に対応し、中長期的には、歳出構造を平時に戻していくとされております。

一方、地方財政については、活力ある多様な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、一般財源の総額については、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされています。

しかしながら、本町の財政状況につきましては、社会情勢により町税、地方交付税をはじめとした歳入状況は引き続き厳しいものになることが想定され、また、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、物価高騰対策、子ども・子育て施策、交通施策、福祉施策、グリーン化、デジタル化など取り組むべき事項が多く挙げられ、新たな課題にも対応が求められています。

このため、限られた財源の下、住民サービスの維持・向上を図るため「歳入に見合った歳

出」を念頭に、施策の推進と財政健全化の推進との両面をバランスよく図ってまいり所存でありますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

《日程第5、同意第4号 公平委員会委員の選任について～日程第42、議案第73号 令和5年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） お諮りします。

ただいまから上程になります、日程第5、同意第4号 公平委員会委員の選任についてから、日程第42、議案第73号 令和5年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）までの議案につきましては、本日は、提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

これより、日程第5、同意第4号 公平委員会委員の選任についてから、日程第42、議案第73号 令和5年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第4号 公平委員会委員の選任につきましては、梅垣正明委員の任期が今月25日をもって満了となります。このため、引き続き選任することについて同意をお願いするものがあります。

梅垣氏は、地元地域の実情に精通され、豊富な知識とご経験を基に、職務を適切に務めていただいております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、岡^ニ□樹委員の任期が今月25日をもって満了となります。このため、引き続き選任することについて同意をお願いするものであります。

岡^ニ氏は、地元地域の実情に精通され、豊富な知識とご経験を基に、職務を適切に務めていただいております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、同意第6号から同意第9号につきましては、瑞穂地区内における4つの財産区の管

理委員の任期が令和6年2月19日をもって満了となりますことから、委員の選任について議会の同意をお願いしております。

それでは、まず同意第6号の松山財産区管理委員として選任の同意をお願いする方々のうち、谷山恒司氏、桐村智明氏、稲元靖之氏、上西 悟氏、上田 勝氏、高畑正人氏の6名につきましては、今回、財産区委員として適任であると判断し、新たに管理委員に選任するものであります。

また、谷内誠樹氏につきましては、令和2年2月から財産区管理委員としてお世話になっており、引き続き選任するものであります。

続きまして、同意第7号 梅田財産区管理委員として選任の同意をお願いする方々のうち、軽野豊一氏、伴田邦雄氏、細見玉輝氏、田村康文氏、軽尾 孝氏の5名につきましては、今回、財産区委員として適任であると判断し、新たに管理委員に選任するものであります。

また、奥井光春氏につきましては、平成24年2月から、西野未好氏につきましては、令和2年2月から財産区管理委員としてお世話になっており、引き続き選任するものであります。

続きまして、同意第8号 三ノ宮財産区管理委員として選任の同意をお願いする方々のうち、野村雅浩氏、畑中裕輝氏、大・ 治氏、細野章人氏の4名につきましては、今回、財産区委員として適任であると判断し、新たに管理委員に選任するものであります。

また、宇野栄晃氏、田中吉弘氏につきましては、平成28年2月から、▲井 保氏につきましては、令和2年2月から財産区管理委員としてお世話になっており、引き続き選任するものであります。

続きまして、同意第9号 質美財産区管理委員として選任の同意をお願いする方々のうち、堂本 学氏、林 喜昭氏、岩寄秀司氏、山内英夫氏の4名につきましては、今回、財産区委員として適任であると判断し、新たに管理委員に選任するものであります。

また、上林一弘氏、山根 宏氏につきましては、令和2年2月から、山内 均氏につきましては、令和4年6月から財産区管理委員としてそれぞれお世話になっており、引き続き選任するものであります。

以上、ご紹介いたしました皆様は、それぞれ豊富なご経験により、地元区の活動におきましても多方面にわたりご活躍されており、また、農林行政にも見識があり、財産区管理委員として適任であります。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第10号から同意第27号 農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に

関する法律第8条第1項の規定により、京丹波町農業委員会委員を任命することについて、議会の同意をお願いするものであります。なお、農業委員定数19名に対し、18名の上程としておりますが、残る1名の任命につきましては、現在調整中でありますので、しかるべき時期に上程させていただくこととしております。

議案第60号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例では、人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、特別職の期末手当の支給月数の改正及び期末手当における加算率を改正するもの。

議案第61号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例では、人事院勧告に準じ、民間給与との格差を埋めるために給料表、また期末及び勤勉手当の支給月数を改正するもの。

議案第62号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例においても、人事院勧告による一般職の給与改定に準じて給料表の改正を行うもの。

議案第63号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例では、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第64号 京丹波町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例では、下水道事業について、地方公営企業法全部適用に対応するため、例規整備を行うものであります。

議案第65号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）につきまして、補正前の額115億4,089万1,000円に2億510万円を追加し、補正後の額を117億4,599万1,000円とすることをお願いしております。

歳出の主な事業といたしまして、初めに総務費では、ふるさと応援寄附金事業におきまして、本年度の収入実績に基づき、さらなる寄附金の増額が見込まれることから1億4,237万4,000円の計上をお願いするものであります。

交通対策一般事業では、園福線運行継続に伴う初期費用負担として769万円3,000円の計上をお願いしております。

戸籍住民基本台帳費では、戸籍住民一般事業に564万7,000円を、戸籍電算システム事業に870万1,000円をそれぞれ計上し、法改正に伴うシステム改修経費の計上をお願いするものであります。

また、人件費につきましては、人事院勧告に基づき給与等を精査し、各費目ごとに計上しております。

民生費では、共同作業所入所訓練事業におきまして、利用者送迎車両の更新に伴います委

託料の増額により152万9,000円の計上をお願いしております。

また、重度心身障害老人健康管理事業、自立支援医療給付事業及び障害者自立支援事業におきまして、給付費等の増加によりそれぞれ必要額の計上をお願いしております。

農林水産業費では、農業振興費の集落連携100ヘクタール事業におきまして、集落営農組織の収益力強化に資する整備支援として補助金に478万3,000円の計上をお願いしております。

農地費の土地改良施設維持管理事業では、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の計画的な推進を図るため、測量設計監理業務等委託料に500万円の計上をお願いしております。

林業費では、公有林整備事業におきまして、主伐事業量の増加など事業精算により182万5,000円の計上をお願いしております。

商工費では、京丹波味夢の里管理運営事業におきまして、道の駅「京丹波 味夢の里」の維持補修工事に187万円の計上をお願いするものであります。

また、そのほかの各種事業につきましても、それぞれ事業精査を行い、必要な補正をお願いしております。

以上、歳出予算に係る主な内容であります。

次に、歳入の主なものといたしまして、国庫支出金では、総額3,870万6,000円を計上しております。民生費国庫負担金では、自立支援給付費国庫負担金に1,809万8,000円を、総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金に1,434万8,000円を計上しております。

府支出金では、総額790万円を計上しております。民生費府負担金では、自立支援給付費府負担金に904万9,000円を、農林水産業費府補助金では、農業基盤整備促進事業補助金に500万円を計上しております。

財産収入では、立木売払収入に716万5,000円を計上しております。

寄附金では、ふるさと応援寄附金につきまして1億円を計上しております。

諸収入では、電動車購入に係る財源としてクリーンエネルギー導入促進事業補助金に110万円を計上しております。

町債では、総額を1,170万円を減額計上しております。

民生債では、脱炭素化推進事業債につきまして、電動車購入に係る特定財源の精査により50万円を減額するものであります。

農林水産業債では、脱炭素化推進事業債につきまして、同じく50万円を減額しております。また、公有林整備事業債では、事業精査により160万円を減額しております。

商工債では、京丹波味夢の里の維持補修に係る財源としまして180万円を計上しております。

消防債では、消防車両更新に係る事業精査により1,090万円を減額しております。

最後に、今回の歳出補正額に対して必要な財源を確保するため、財政調整基金繰入金から6,650万8,000円を繰り入れて財源調整を図ることといたしております。

また、その他の歳入につきましても、それぞれ精査を行い必要な補正をお願いするものであります。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

議案第66号 令和5年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額17億9,350万円に2,072万8,000円を追加し、補正後の額を18億1,422万8,000円とすることをお願いしております。

保険給付費の精査等により増額を行うものであります。

議案第67号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、事業勘定においては、補正前の額22億352万9,000円に182万9,000円を追加し、補正後の額を22億535万8,000円とすることをお願いしております。

介護給付費等の精査等により増額を行うものであります。

また、老人保健施設サービス勘定においては、補正前の額1億5,772万1,000円から126万円を減額し、補正後の額を1億5,646万1,000円とすることをお願いしております。人件費の精査により減額を行うものであります。

議案第68号 令和5年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額9億2,348万3,000円から29万6,000円を減額し、補正後の額を9億2,318万7,000円とすることをお願いしております。人件費の精査による増額、消費税納付金の精査により減額を行うものであります。

議案第69号 令和5年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額721万6,000円から126万円を減額し、補正後の額を595万6,000円とすることをお願いしております。育英給付金の確定により減額を行うものであります。

議案第70号 令和5年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額1億4,691万2,000円に253万6,000円を追加し、補正後の額を1億4,944万8,000円とすることをお願いしております。人件費及び修繕料の精査により増額を行うものであります。

議案第71号 令和5年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）では、補正前

の額122万5,000円に5万円を追加し、補正後の額を127万5,000円とすることをお願いしております。竹野小学校創立150周年記念事業実行委員会補助金の増額を行うものであります。

議案第72号 令和5年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）では、収益的収入及び支出においては、補正前の額10億4,395万2,000円から951万7,000円を減額し、補正後の額を10億3,443万5,000円とすることをお願いしております。人件費、経費について精査したものであります。

議案第73号 令和5年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）では、収益的支出においては、補正前の額11億2,074万7,000円に111万9,000円を追加し、補正後の額を11億2,186万6,000円とすることをお願いしております。人件費の精査によるものであります。

資本的支出においては、補正前の額9億2,126万9,000円から9万7,000円を減額し、補正後の額を9億2,117万2,000円とすることをお願いしております。同じく人件費の精査によるものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。説明は、日程順にお願いします。

田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） それでは、同意第4号 公平委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

公平委員会委員につきましては、地方公務員法第9条の2の規定によりまして、3人の委員で組織することになっており、委員の選任につきましては、同条第2項の規定によりまして、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することとなっております。

主な職務といたしましては、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の請求を審査、判定し、必要な措置を行っていただくこと。また、職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する採決、または決定をいただくことが主な職務となっております。任期は4年でございます。

なお、引き続きお世話になります梅垣正明氏の略歴等につきましては、別添資料をご確認ください。

以上、補足説明とさせていただきます。

続きまして、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置につきましては、地方税法第423条第1項並びに京丹波町税条例第77条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することとなっており、地方税法第423条第3項により、当該委員を選任することについて議会の同意をお願いするものであります。委員の任期は3年で、現在、旧町単位に1名ずつ3名の委員にお世話になっております。

なお、引き続きお世話になります岡^三樹氏の略歴等につきましては、別添資料をご確認ください。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 中野瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中野竜二君） 同意第6号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任についてから、同意第9号 京丹波町質美財産区管理委員の選任につきまして、一括して補足説明を申し上げます。

町長からそれぞれ提案説明があったところでございますが、管理委員の任期につきましては、地方自治法第296条の2第3項の規定により4年間とされており、今回、選任する委員の任期は、令和6年2月20日から令和10年2月19日までの期間となっております。

なお、選任に当たりましては、それぞれ各区長様に大変お世話になり、調整をいただいたところでございます。

まず、同意第6号の桧山財産区の管理委員でございますが、今回新たに選任同意をお願いする方は、山内正治氏の後任として谷山恒司氏、瀧上光雄氏の後任として桐村智明氏、井上正幸氏の後任として稲元靖之氏、松村道夫氏の後任として上西 悟氏、平尾春雄氏の後任として上田 勝氏、前田昌成氏の後任として高畑正人氏の6名の方々と、谷内誠樹氏は、現在、管理委員としてお世話になっている方でございます。

次に、同意第7号の梅田財産区の管理委員でございますが、新たに選任をお願いする方は、高橋敏明氏の後任に軽野豊一氏、辻 吉喜氏の後任に伴田邦雄氏、畠中二三雄氏の後任に細見玉輝氏、荻野 智氏の後任に田村康文氏、川畷勇人氏の後任に軽尾 孝氏の5名の方々と、

西野未好氏、奥井光春氏の2名は、現在、管理委員としてお世話になっている方でございます。

続きまして、同意第8号の三ノ宮財産区の管理委員でございますが、新たに選任をお願いする方は、竹内博俊氏の後任に野村雅浩氏、山内幸博氏の後任に畑中裕輝氏、細野博氏の後任に細野章人氏、現在、運営委員としてお世話になっている大・治氏の4名の方々です。

■井保氏、宇野栄晃氏、田中吉弘氏の3名は、現在、管理委員としてお世話になっている方々でございます。

続きまして、同意第9号の質美財産区の管理委員でございますが、新たに選任をお願いする方は、谷信也氏の後任に堂本学氏、庄田金夫氏の後任に林喜昭氏、山口保信氏の後任に岩寄秀司氏、室忠志氏の後任に山内秀夫氏の4名の方々です。

山内均氏、上林一弘氏、山根宏氏の3名は、現在、管理委員としてお世話になっている方々でございます。

それぞれ選任同意いただく管理委員の略歴等は、添付の資料に記載をしておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

なお、本日、議会の同意をいただくものではございませんが、京丹波町財産区管理会運営委員設置要綱第2条の規定に基づき、質美財産区を除く桧山・梅田・三ノ宮財産区において、各財産区1名の運営委員が選任されているところです。

現在、内定されております方々を参考までにご紹介させていただきます。

桧山財産区は貞守敏朗氏、梅田財産区は上田克美氏、三ノ宮財産区は前田和成氏でございます。任期は、管理委員と同じく4年間となっております。

以上、簡単でございますが、同意第6号から第9号の補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 藤井農林振興課長。

○農林振興課長（藤井雅文君） 同意第10号から同意第27号 農業委員会委員の任命につきまして、補足説明をさせていただきます。

京丹波町農業委員会委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

現在の第6期の農業委員の任期は、令和6年2月10日となっており、次期第7期の農業委員の任期は、令和6年2月11日から令和9年2月10日までの3年間となっております。

本町におきましては、推薦・公募期間を令和5年8月1日から令和5年8月31日まで行い、定数の19人になったところです。

なお、先ほど町長からありましたとおり、農業委員の定数19名に対し、18名の上程となっておりますが、残る1名の任命につきましては、現在調整中でありますので、しかるべき時期に上程をさせていただきたいこととしております。

それでは、同意第10号からご説明をさせていただきます。

同意第27号の次のページの資料、京丹波町農業委員会委員に任命しようとする者（18名）をご覧ください。

同意第10号、京丹波町中山にお住まいの藤田光男氏、75歳。同意第11号、京丹波町三ノ宮にお住まいの宇野栄晃氏、53歳。同意第12号、京丹波町下山にお住まいの藤田正則氏、63歳。同意第13号 京丹波町上野にお住まいの樹山敬二氏、70歳。同意第14号、京丹波町広瀬にお住まいの村上影次氏、74歳。同意第15号、京丹波町曾根にお住まいの岩崎弘一氏、67歳。同意第16号、京丹波町水呑にお住まいの井 保氏、74歳。同意第17号 京丹波町市森にお住まいの田端晴範氏、69歳。同意第18号、京丹波町高岡にお住まいの山田 進氏、70歳。同意第19号、京丹波町上大久保にお住まいの井尻芳郎氏、73歳。同意第20号、京丹波町塩田谷にお住まいの清水淳之助氏、71歳。同意第21号、京丹波町下栗野にお住まいの川邊隆夫氏、74歳。同意第22号、京丹波町富田にお住まいの永井吉幸氏、43歳。同意第23号、京丹波町井脇にお住まいの松野堯俊氏、78歳。同意第24号、京丹波町東又にお住まいの軽尾 孝氏、66歳。同意第25号、京丹波町豊田にお住まいの野口芳彦氏、68歳。同意第26号、京丹波町質美にお住まいの林良秀氏、73歳。同意第27号、京丹波町大朴にお住まいの松村英樹氏、61歳。

以上、18名でございます。

なお、それぞれの候補者の経歴につきましては、資料をご確認いただきますようお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますけれども、同意第10号から同意第27号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 次に、議案第60号から議案第62号についてでございますが、町長からの提案理由説明のとおり、本年8月の人事院勧告に準じまして、所要の改正を行うものでございます。

最初に、令和5年8月の人事院勧告の概要について説明させていただきます。

本日、配付させていただきました別紙参考資料をご確認ください。

初めに、給与勧告のポイントでございますが、1点目は、人事院が実施した職種別民間月

額給与実態調査との比較において3,869円、0.96%の給与格差を埋めるため、初任給を引き上げるなど俸給月額を引き上げるものでございます。大卒初任給を1万1,000円、高卒初任給を1万2,000円引き上げ、これら初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、平均1.1%の改定が行われるものでございます。

2点目は、ボーナスにおける民間の支給割合との比較において、民間が年間4.49月に対して、公務が4.4月であったことから、資料裏面2ページ、端末に記載しているとおり、期末・勤勉手当合わせて年4.5月に改定されるものです。民間の支給状況を踏まえ、期末手当・勤勉手当それぞれ0.05月引き上げることとされています。

なお、定年前再任用短時間勤務職員に関しては、正規職員に準じて0.025月ずつ引き上げることとしております。資料網かけ部分が今回改正する箇所となります。

なお、本改正の施行に関して、本給については令和5年4月に遡及適用、ボーナスについては施行日適用として、既に本年6月分が支給されていますので、12月分で0.1月を増やし、次年度から均等配分するものです。

人事院勧告の概要については以上でございます。

それでは、次に、個々の議案につきましてご説明いたします。

議案第60号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例では、人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を改正するものであります。議案書1枚めくっていただいた第1条関係、新旧対照表のとおり、第2条、給料の種類及び額において、12月に支給する期末手当を0.1月引き上げるものでございます。

続けて、次ページ、第2条関係におきましては、令和6年度から6月、12月でそれぞれ0.05月引き上げ、均衡を図るものでございます。

あわせて、役職加算率、管理職加算率全体の見直しを行い、給料の月額に乗じる率を見直し、100分の25、100分の15、計100分の40としているものを、100分の20に減じる改正を行うものでございます。

以上、議案第60号の補足説明といたします。

次に、議案第61号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、内容としまして、先ほど説明いたしましたように人事院勧告に準じ、期末及び勤勉手当の支給月数を改正するものと、若年層等の給与改善を図るため、給料表の改正を行うものでございます。

議案書を11枚めくっていただきましたら、新旧対照表がございます。そちらの1ページ

をご確認ください。

新旧対照表 1 ページ、第 1 条関係のうち、第 1 4 の 2 については字句の修正を行うもので、第 1 5 条の 4 第 2 項で期末手当の改正を行っております。一般職、管理職それぞれ率は異なっておりますが、期末手当を年間 0. 0 5 月引き上げるものです。令和 5 年度については 1 2 月分を 0. 0 5 月引き上げるものです。

また、定年前再任用短時間勤務職員については、1 2 月分の手当を 0. 0 5 月引き上げとするもので、詳細につきましては、先ほどご説明いたしました別紙参考資料にてご確認ください。

次に、新旧対照表 2 ページ、第 1 5 条の 7 第 2 号において勤勉手当の改正を行っております。令和 5 年度については期末手当同様、1 2 月分を 0. 0 5 月引き上げとするものでございます。

また、3 ページ、別表第 2、行政職給料表から、新旧対照表 1 7 ページ、別表第 5、医療職給料表（3）をそれぞれ改正するものでございます。

なお、それぞれの給料表において改正する額面につきましては、下線表記としておりまして、今回の改正では全ての号給で改正することとなります。

続いて、新旧対照表 1 8 ページ、第 2 条関係です。第 1 5 条の 4 第 2 項で期末手当を、第 1 5 条の 7 第 2 項で勤勉手当の改正を行うものです。令和 5 年度は、期末・勤勉とも 0. 0 5 月ずつ引き上げる措置を 1 2 月分で行いますが、令和 6 年度は、期末・勤勉とも 6 月、1 2 月でそれぞれ 0. 0 2 5 月引き上げ、合わせて年間 0. 1 月引き上げる改正を行うものです。

同様に、定年前再任用短時間勤務職員は、年間引き上げ月数 0. 0 5 月を 6 月、1 2 月で 0. 0 2 5 月ずつ均等に引き上げる改正を行うものです。

次に、2 0 ページ、第 3 条関係ですが、任期付職員のうち、特定任期付職員における期末手当を一般職に準じて、年間 0. 1 月引き上げる改正であり、さきの改正と同様に、今年度については 1 2 月分を 0. 1 月引き上げるものであります。

また、給料表についても、1 号給から 7 号給までそれぞれの給料月額を増額改正するものです。

次に、最終 2 1 ページの第 4 条関係では、特定任期付職員の期末手当の引き上げ月数、年間 0. 1 月分を令和 6 年度においては、6 月 0. 0 5 月、1 2 月 0. 0 5 月を引き上げる改正を行うものです。

なお、本町における特定任期付職員の採用は現在のところございません。

第1条、第3条については、令和5年4月1日から遡及適用し、第2条及び第4条については、令和6年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第61号の補足説明といたします。

次に、議案第62号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、内容といたしましては、同じく人事院勧告に準じ、各給料表の改正を行うものです。

議案書9枚めくっていただきますと、新旧対照表がございます。こちらも、新旧対照表1ページから4ページ中段まで、別表第1、行政職給料表、4ページ下段から7ページ中段まで、別表第2、医療職給料表(1)、7ページ下段から10ページ中段まで、別表第3、医療職給料表(2)、10ページ下段から15ページまで、別表第4、医療職給料表(3)となっております。いずれも京丹波町職員の給与に関する条例、別表給料表の1級及び2級の給料月額と同額の改正を行うもので、改正する額面につきましては、先ほど同様に下線表記をしており、全ての号給で改正することとなります。

なお、施行期日につきましては、令和6年4月1日としております。

以上、簡単ですが、議案第62号の補足説明といたします。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(梅原好範君) 久木住民課長。

○住民課長(久木寿一君) 議案第63号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

まず、2ページ目からの改正文の構成を説明します。

産前産後の保険税免除について、第23条の第3項にその規定について追加するとともに、その届出につきまして第24条の3を追加するものであります。

施行日は、改正法と同じ令和6年1月1日といたします。

それでは、添付の資料、国民健康保険税条例の改正についての資料を用いまして、内容につきまして説明申し上げます。

まず、趣旨ですが、子育て世帯の負担軽減、次世代育成の観点から国保制度において実施されるものであります。

対象は、出産する被保険者とします。

免除の方法は、その年度の保険税の所得割額と均等割額から、これから申し上げる月数相当分を減額することになります。図に示すとおり、出産予定月または出産月を基準としまして、単胎妊娠の場合は、その前月から翌々月まで4か月相当分の減額となります。多胎妊娠

の場合は、6か月相当分となります。

この制度の財源には公費が充てられることとなっておりまして、負担割合を国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1として一般会計から繰り入れることとなります。

以上、補足説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（梅原好範君） 堀内上下水道課長。

○上下水道課長（堀内浩二君） 議案第64号 京丹波町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、下水道事業において、地方公営企業法を適用するため、所要の改正を行うものですが、新たに下水道事業の設置条例を制定せず、既存の法適用事業である水道事業設置条例に下水道事業を追加する形としています。

また、今回の改正により、会計の形態は地方公営企業会計方式へ変わりますが、事業内容としては従前の下水道事業を継承しますので、条例の内容を大きく改正するものではございません。

本条例の改正案では、地方公営企業法適用に伴い、改正条例案本文で京丹波町水道事業の設置等に関する条例の改正を行い、附則第1項で施行期日、附則第2項から第20項で関連して改正の必要のある19本の条例について一括提案をしております。

改正内容を具体的にご説明する前に、主な内容につきまして3点申し上げます。

1つ目は、下水道事業についても、水道事業と同様に管理者を置かないことにしております。

2つ目は、条例中、町長となっている表記を管理者に改める文言整理をいたします。これは、上下水道事業に関連する条例の規定の中に、京丹波町長の権限で行う事務と公営企業の管理者の権限で行う事務の2種類の事務があり、京丹波町の代表者である町長と管理者の権限を行う町長、どちらの権限で行う事務かということを確認にするために、前者を町長とし、後者を管理者として整理するものです。

3点目は、条例中、規則で定めるとしているものを管理者が定めるに改めます。これは、公営企業の管理者には規則を定める権限がなく、企業管理規程の制定権が認められていることから、改正前の下水道関連条例で条例の運用について規則で定めていたものを、法適用後は管理者が定める規定で定めることになるものです。

それでは、改正内容について、新旧対照表を中心にご説明申し上げます。

議案と併せまして5ページほどめくっていただいたところの新旧対照表1ページをご覧ください。

まず、条例名を京丹波町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に改めます。

同時に、本条例本文内の水道事業を水道事業及び下水道事業に改めるなど、所要の文言の整理をいたします。

次に、第1条第2項を追加し、下水道事業を特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業の3事業と定義し、設置することとしております。第1条の2では、下水道事業は法律上、任意適用事業であり、地方公営企業法の適用を受けるには条例の制定が必要であることから、本条で地方公営企業法を全部適用することを定め、第2条第3項から第5項では、新たに下水道事業の区域、名称等を規定しております。

次に、2ページの第3条では、上下水道事業に管理者を置かない旨を規定し、同条第2項では、上下水道事業の管理者の権限を行う町長を管理者と定義しております。

次に、3ページの第5条では、令和6年4月施行の改正地方自治法で発生する条ずれを修正する文言整理をしております。

以降は、附則の改正となります。

附則第1項では、施行期日を令和6年4月1日と定めております。

附則第2項、第3項、新旧対照表の5ページ、京丹波町職員の定年等に関する条例と、6ページ、京丹波町職員倫理条例では、上下水道事業の管理職員について規定をするものです。

附則第4項、新旧対照表の7ページ、京丹波町職員の管理職手当に関する条例では、地方公営企業法を適用するに当たり、町長部局の本条例から上下水道課長を削る改正を行うもの。

附則第5項、新旧対照表の8ページ、京丹波町長期継続契約に関する条例では、管理者の権限に下水道事業を追加しております。

附則第6項、新旧対照表の9ページ、京丹波町特別会計条例では、地方公営企業法の適用に伴い、町長部局の本条例から下水道事業特別会計を削る改正を行うものです。

附則第7項、第8項、第9項、新旧対照表では10ページ、京丹波町督促手数料及び延滞金条例と、11ページ、京丹波町債権の管理に関する条例、そして12ページ、京丹波町水道事業基金条例の3条例では、管理者の権限に下水道事業を追加する改正となっております。

附則第10項、新旧対照表の13ページ、京丹波町下水道基金条例では、浄化槽市町村整備推進事業の名称を浄化槽設置整備事業に改めるとともに、企業会計では歳入歳出という文言を使用しないため、この文言を削る改正となっております。

附則第11項、新旧対照表の14ページ、京丹波町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例では、現在、計画はございませんが、上下水道事業の施設を、今後、指定管理者を指定して管理する場合、本条例による規定が必要となるため改正するものです。

附則第 1 2 項、新旧対照表の 1 5 ページ、京丹波町浄化槽の普及に関する条例では、地方公営企業法の適用により所要の文言の整理を行うもの。

附則第 1 3 項、新旧対照表の 1 6 ページから 2 2 ページの京丹波町特定環境保全公共下水道条例では、第 2 条に規定している下水道の設置につきまして、京丹波町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例で規定するため、削除するとともに所要の文言の整理を行うものです。

附則第 1 4 項、新旧対照表の 2 3 ページ、京丹波町特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例では、地方公営企業法の適用により所要の文言の整理を行います。

附則第 1 5 項、新旧対照表の 2 4 ページから 2 8 ページ、京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例では、名称を京丹波町農業集落排水施設条例に改め、第 1 条に規定している施設の設置について、京丹波町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例で規定するため削除するとともに、第 1 条の設置から趣旨に改め所要の文言を整理するものです。

附則第 1 6 項、1 7 項、新旧対照表の 2 9 ページ、京丹波町農業集落排水事業等分担金徴収条例と、3 0 ページから 3 3 ページ、京丹波町戸別浄化槽の管理に関する条例では、地方公営企業法適用に伴う所要の文言の整理を行うもの。

附則第 1 8 項、新旧対照表の 3 4 ページから 3 5 ページでは、京丹波町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例では条例名称を改め、第 2 条の 2 で上下水道課長の管理職手当について、町長部局の同条例を準用することを規定するとともに、地方公営企業法適用に伴う所要の文言の整理を行っております。

附則第 1 9 項、第 2 0 項、新旧対照表の 3 6 ページ、京丹波町水道事業給水条例と、3 7 ページ、京丹波町水道事業加入分担金徴収条例は、地方公営企業法の適用に伴い、所要の文言の整理を行う改正となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第 6 4 号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 議案第 6 5 号 令和 5 年度京丹波町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして補足説明を申し上げます。

それでは、ページをめくっていただきまして、初めに 5 ページの第 2 表の地方債補正をお願いいたします。

まず、合併特例事業債につきましては 1 8 0 万円増額し、補正後の限度額を 2 億 7, 0 7 0 万円としております。商工債における道の駅「京丹波 味夢の里」の維持補修工事により、

1 8 0 万円の増額をお願いするものであります。

次に、緊急防災・減災事業債につきましては1, 0 9 0 万円を減額し、補正後の限度額を1 億5, 1 4 0 万円としております。消防債における消防車両更新事業につきましては、消防車両の購入額確定による減額であります。

次に、脱炭素化推進事業債につきましては1 0 0 万円を減額し、補正後の限度額を4 2 0 万円としております。民生債及び農林水産業債における電動車購入に際して、クリーンエネルギー導入促進事業補助金が各5 5 万円見込まれることから、特定財源の精査により減額するものであります。

次に、公有林備事業債につきましては1 6 0 万円を減額し、補正後の限度額を1, 1 4 0 万円としております。農林水産業債における公有林整備事業につきましては、事業精査による減額であります。

以上、地方債合計で1, 1 7 0 万円を減額し、補正後の限度額を7 億8, 9 3 0 万円といたしております。うち、交付税の算入は約7 0 %の5 億5, 0 0 0 万円余り算入される見込みであります。

次に、補正予算の主な項目について説明をさせていただきます。

事項別明細書の1 1 ページをご覧ください。

まず、歳出からでございますが、全般として各費目を通じまして、事業精査に基づく決算見込みを立てまして、必要な補正をお願いするものであります。

あわせまして、人件費関係全般につきましても、人事院勧告に伴う見直しを含め、年度末に向けた一定の精査を行っております。

初めに、2 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費のふるさと応援寄附金事業に1 億4, 2 3 7 万4, 0 0 0 円を計上しております。ふるさと応援寄附金の収入実績に基づき、さらなる寄附金の増加を見込むことに併せて、増加に伴うふるさと産品の経費や基金への積立金など、収入に応じて必要となります各種経費について増額をお願いするものであります。

次に、1 0 目、交通対策費の交通対策一般事業に7 6 9 万3, 0 0 0 円の計上をお願いしております。令和6 年4 月からの新たな運行事業者による園福線運行継続に伴います停留所標注部材に係る費用やI Cバスカードシステム導入など、初期費用負担について計上を行うものであります。

次に、1 3 ページから1 4 ページまでの下段、3 項、戸籍住民基本台帳費、1 目、戸籍住民基本台帳費では、戸籍住民一般事業に5 6 4 万7, 0 0 0 円を、戸籍電算システム事業に

870万1,000円の計上をそれぞれお願いしております。住民票や戸籍、戸籍の附票に氏名等への振り仮名の記載、マイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字表記への対応として、システムの機能追加に要する費用を増額するものであり、戸籍住民一般事業のシステム改修委託料に484万円を、システム改修負担金に80万7,000円を計上するとともに、戸籍電算システム事業のシステム改修委託料に870万1,000円の計上をお願いするものであります。

次に、15ページから16ページまでの3款、民生費、1項、社会福祉費、3目、障害者福祉費では、共同作業所入所訓練事業の共同作業所運営委託料に152万9,000円の計上をお願いしております。利用者送迎車両の更新に伴うものであります。重度心身障害老人健康管理事業におきましては、696万7,000円の計上をお願いしております。重度心身障害老人健康管理事業給付費等の増加によるものであります。また、自立支援医療給付事業におきましては、自立支援医療給付扶助費等の増加が見込まれることから、568万5,000円の計上をお願いしております。障害者自立支援事業におきましても3,760万2,000円を計上しております。障害者自立支援給付費等の増加により、追加補正をお願いするものであります。

次に、19ページから20ページまでの中ほど、6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費では、集落連携100ヘクタール事業に453万3,000円の計上をお願いしております。集落営農組織等による規模拡大や収益作物の生産など、収益力向上に向けた農業用施設・機械の整備を支援することにより、持続可能な集落営農組織を育成するために収益力強化整備事業補助金に478万3,000円の計上をするものであります。

5目、農地費では、土地改良施設維持管理事業に500万円の計上をお願いしております。防災重点農業用ため池の決壊による水害等を防ぐために防災工事等の計画的な推進を図るものであり、今回、須知地区の大滝池に係ります環境調査業務に500万円の計上を行うものであります。

次に、19ページから22ページまでにわたりまして、2項、林業費、2目、林業振興費では、公有林整備事業に182万5,000円の計上をお願いしております。主伐事業量の増加、大雨・台風による作業道の修繕箇所が増加及び資材費の高騰など、事業精査により公有林整備事業委託料に182万5,000円の計上を行うものであります。

次に、7款、1項、商工費、3目、観光費では、京丹波味夢の里管理運営事業に187万円の計上をお願いしております。道の駅「京丹波 味夢の里」の屋上から漏水している部分がございますので、維持補修工事に187万円の計上を行うものであります。

以上が歳出でございます。

戻っていただきまして、事項別明細書の5ページ以降をお願いいたします。

次に、歳入でございます。

初めに、16款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金、1節、社会福祉費負担金では、自立支援給付費国庫負担金に1,809万8,000円を計上しております。障害者自立支援事業の財源となるものであります。また、障害者医療費国庫負担金に346万円を計上しております。自立支援医療給付事業及び障害者自立支援事業の財源となるものであります。

次に、16款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金では、社会保障税番号制度システム整備費補助金に1,434万8,000円を計上しております。戸籍住民一般事業のシステム改修委託料とシステム改修負担金、戸籍電算システム事業のシステム改修委託料の財源となるものであります。

次に、17款、府支出金、1項、府負担金、1目、民生費府負担金、1節、社会福祉費負担金では、自立支援給付費府負担金に904万9,000円を計上しております。障害者自立支援事業の財源となるものであります。また、障害者医療費府負担金に173万円を計上しております。自立支援医療給付事業及び障害者自立支援事業の財源となるものであります。

17款、府支出金、2項、府補助金、2目、民生費府補助金では、重度心身障害老人健康管理事業補助金に217万5,000円を計上しております。重度心身障害老人健康管理事業の財源となるものであります。

次に、7ページから8ページまでの4目、農林水産業費府補助金、1節、農業費補助金では、農業基盤整備促進事業補助金に500万円を計上しております。土地改良施設維持管理事業の須知地区の大滝池に係ります環境調査業務の財源となるものであります。また、集落連携100ヘクタール農場づくり事業補助金に478万3,000円を計上しております。集落連携100ヘクタール事業の収益力強化整備事業補助金の財源となるものであります。

次に、18款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入では、原木の売払代金の増額により立木売払収入に716万5,000円の計上をしております。

次に、19款、1項、1目、寄附金では、ふるさと応援寄附金につきまして、現在の寄附金の収納状況から本年度の寄附金額の推計を行い1億円の増額計上をするものであります。

次に、7ページから10ページまでにわたりまして、22款、諸収入、5項、5目、雑入では、クリーンエネルギー導入促進事業補助金に110万円の計上をしております。福祉支援課と京丹波町情報センターが購入いたしました電動車購入に係る財源として、それぞれ5

5万円の計上をするものであります。

次に、23款、1項、町債につきましては、総額で1,170万円の減額計上をするものであります。冒頭、第2表の地方債補正で説明させていただいた内容に基づき、必要な補正をお願いするものであります。

戻りまして、7ページから8ページまでの下段、20款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金でございます。今回、6,650万8,0006円を計上いたしておりまして、事業費に不足します部分につきまして、本財政調整基金からの繰入れを見込んでいるところでございます。

また、その他各種の特定財源につきましても、それぞれ精査を行い、必要な補正をお願いしております。

以上、議案第65号 一般会計補正予算（第5号）の補足説明といたします。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） これより、暫時休憩に入ります。再開は10時40分とします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時40分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 議案第66号 令和5年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

事項別明細書5ページをお願いいたします。

歳入です。

1款、国民健康保険税を4,000円減額しています。これは、今回上程の京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）に基づく産前産後保険税免除に係る減額見込額となります。

4款、府支出金、1項、府補助金、1目、保険給付費等交付金、1節、普通交付金は、保険給付の高額療養費の増額に伴い2,000万円を増額しています。

2節、特別交付金は、前年度特定健康診査等負担金の確定に伴う過大交付分の精査と本年度申請額の精査により、33万6,000円の減額としています。

6款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金、4節、職員給与費等繰入金は、会計年度任用職員の社会保険料等共済費の精査と産前産後保険税免除等に係るシステム改修負担金の確定により、33万6,000円を増額しています。

8節、産前産後保険税繰入金は、保険税免除により減収となる保険税相当額が公費負担となり、国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1の負担割合で4,000円を一般会計から繰り入れます。

2項、基金繰入金、1目、国民健康保険財政調整基金繰入金は、前年度繰越金の確定などにより222万8,000円を減額し、補正後の額を4,069万2,000円としています。

次に、7ページからの歳出です。

1款、総務費では、会計年度任用職員人件費の精査とシステム改修負担金の確定により、33万6,000円を増額しています。

2款、保険給付費、2項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費は、高額な薬剤による治療があるなど、これまでの実績と今後の見込みから2,000万円を増額するものです。歳入の普通交付金を財源としています。

8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、5目、保険給付費等交付金償還金は、前年度の保険事業に係る府補助金の精算により、過大交付分の返還金として39万2,000円を計上しています。

以上、補足説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 議案第67号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の事業勘定分につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書の7ページから8ページの歳出をお願いいたします。

1款、総務費では、令和6年度の介護報酬改定等に係るシステム改修負担金として32万3,000円を増額させていただくものでございます。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費では、4目、居宅介護福祉用具購入費で38万円の増額。5目、居宅介護住宅改修費で112万6,000円の増額を計上させていただいております。いずれもこれまでの給付実績等から推計し、1件当たりの給付見込額の増等を見込んでおります。

続きまして、ページを戻っていただきまして、5ページから6ページの歳入をお願いいたします。

歳入では、歳出に計上いたしました保険給付費の増額に併せ、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2項、国庫補助金のうち、1目、調整交付金、1つ飛びまして、4款、支払基

金交付金、5款、府支出金におきましては、関連する特定財源を計上しております。

前後いたしますが、3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、5目、介護保険事業費補助金では、歳出に計上しましたシステム改修負担金の補助金として16万1,000円を計上しております。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金では、保険給付費の増額に伴うルール分として18万8,000円の増額。

3目、低所得者保険料軽減繰入金では、介護保険料の軽減対象となる第1号被保険者数が当初見込みよりも増加したことに伴い、127万1,000円を増額させていただくとともに、4目、その他一般会計繰入金では、システム改修負担金の計上に伴い16万2,000円を増額させていただいております。

次の2項、基金繰入金では、特定財源の増額に伴い97万6,000円を減額し、収支の均衡を図ることとしております。

なお、補正後の予算ベースで令和5年度末基金残高は2億6,907万4,000円を見込んでおります。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 続きまして、老人保健施設サービス勘定の補足説明を申し上げます。

最初に、事項別明細書の7ページ、8ページ、歳出から主なものについてご説明させていただきます。

今回の補正は、1款、総務費の1目、一般管理費の補正でございます。まず、一般管理事業につきましては、和知診療所に支払います医師給与分担金を人事院勧告に基づきまして8万4,000円を増額。人件費につきましては、人事院勧告等の精査によりまして29万2,000円の増額。会計年度任用職員人件費（フルタイム）につきましては、介護士未採用等に伴います不用額172万7,000円の減額。人件費（パートタイム）につきましても、精査によりまして9万1,000円の増額計上をお願いするものでございます。

5ページ、6ページに戻っていただき、歳入をご覧ください。

3款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金は、収支の均衡を図るため141万円の減額。

6款、府支出金、1項、府補助金、1目、京都府医療機関・社会福祉施設等経営改善支援事業費補助金は、非常用照明のLED化への支援補助を受けるため15万円の増額計上をそ

れぞれお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。何とぞご審議いただき、ご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀内上下水道課長。

○上下水道課長（堀内浩二君） 議案第68号 令和5年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まず初めに、歳出からご説明申し上げます。

事項別明細書の7ページをご覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費では、給与条例等の改正に伴い94万2,000円を増額するものです。これは、一般会計同様に人事院勧告に伴う見直しを含め、年度末に向けた一定の精査を行っているものです。

次に、2款、下水道費では、本年度の消費税納付金の確定に伴い123万8,000円を減額するものです。内訳としましては、1項、農業集落排水費、2目、施設管理費で34万7,000円の減額。2項、公共下水道費、2目、施設管理費で75万5,000円の減額。3項、浄化槽市町村整備推進施設費、1目、施設管理費で13万6,000円の減額となっております。

次に、歳入でございますが、5ページにお戻りください。

5款、繰入金で、一般会計繰入金を29万6,000円減額するものです。内訳といたしましては、農業集落排水事業分として12万4,000円の増額。特定環境保全公共下水道事業分として37万8,000円の減額。また、浄化槽市町村整備推進事業分として4万2,000円の減額となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第68号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君） 議案第69号 令和5年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

主な歳出からご説明させていただきます。

最後のページ、事項別明細書の8ページをご覧ください。

育英給付金を126万円の減額とさせていただいております。令和5年度の申請者のうち、要件に該当いたしました大学生21名、専門学校生5名、高等専門学校生1名、高校生15名、合計42名に対しまして594万円を9月に一括給付をさせていただいたものでありま

す。

歳入につきましては、育英給付金の確定により、一般会計繰入金並びに基金繰入金をそれぞれ減額とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 議案第70号 令和5年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、5ページの第2表、地方債補正をご覧ください。

過疎対策事業債におきまして、借入限度額1,410万円から40万円を減額し、補正後の借入限度額を1,370万円とするもので、減額する理由としましては、今年度のバス購入額の確定によるものです。

次に、補正予算の内容につきまして、歳出から説明いたします。

事項別明細書7、8ページをお願いいたします。

1款、1項、事業費、1目、運行事業費の運行一般事業では、10節、需用費につきまして、今年度、高額修繕による支出を実施しておりまして、今後を見据え修繕料207万8,000円の増額を行うものです。

同じく、運行一般事業、17節、備品購入費で、バス購入費の確定により3万9,000円を減額するものです。また、会計年度任用職員人件費（フルタイム）では、人件費の精査により、3節、職員手当等の通勤手当12万7,000円の増額。4節、共済費の地方公務員災害補償基金負担金、社会保険料を合わせまして35万4,000円を増額するものです。

続いて、2款、1項、公債費、2目、利子では、長期債償還事業で、22節、償還金、利子及び割引料の長期債償還利子につきまして、借入利率の変動により1万6,000円を増額するものです。

続いて、ページを戻っていただきまして、5、6ページの歳入をお願いいたします。

初めに、5款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により46万5,000円を増額いたします。

6款、町債は、先ほどの第2表で説明のとおり、バス購入事業債40万円の減額を行うものです。

また、今回の補正に伴います歳出額の増加により財源の不足が生じますことから、4款、1項、繰入金、1目、他会計繰入金、1節、一般会計繰入金に247万1,000円の増額

をお願いするものです。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 続きまして、議案第71号 令和5年度須知財産区特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

事項別明細書7ページ、8ページをお願いいたします。

1款、総務費、2項、竹野地区、1目、一般管理費、18節、負担金、補助及び交付金に5万円を増額するものでございます。今年度、町立竹野小学校が創立150周年を迎えたことから、年間を通じて記念事業が実施されているところでございます。記念事業は、実行委員会を組織し取り組まれております。その財源として、地域住民をはじめ関係者からの寄附金を募っておられるところであり、9月の管理会におきまして、須知財産区からの財政支援について協議をいただき、実施を決定いただいたところでございます。記念事業全般への補助となりますが、主に記念誌発行等に活用いただくことになると考えております。

なお、財源は、基金繰入れを予定しております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 議案第72号 令和5年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

まず、収益的支出の主なものをご説明いたします。

明細書3ページ、4ページ、1款、京丹波町病院事業費用をご覧ください。

こちらは、内科医師1名が退職したこと、並びに定期人事異動等に伴います人件費の精査によりまして、給与費で1,233万4,000円を減額しております。

明細書5ページ、6ページの上段、2款、和知診療所事業費用をご覧ください。

人事異動に伴います事務職員1名の増員、並びに人件費の精査により給与費で364万2,000円の増額。また、今年度に全身用X線CT診断装置更新をするため、旧CT機器の保守費用が不要となったことで、委託料82万5,000円を減額しております。

続いて、下段、3款、和知歯科診療所事業費用をご覧ください。

今年度内の歯科衛生士の応募が見込めないこと、並びに人件費の精査によりまして205万3,000円の減額。また、施設及び医療機器の修繕に係ります費用として、修繕費の205万3,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

なお、費用内の組替えを行うものでございまして、全体としての予算規模の増減はございません。

戻っていただきまして、収益的収入で主なものをご説明いたします。

明細書 1 ページ、2 ページの上段、1 款、京丹波町病院事業収益をご覧ください。

これまでの新型コロナウイルス感染症の影響から、年度内の入院患者数の減少を見込んでおりまして、入院収益を 1, 233 万 4, 000 円減額し、また、京都府におけます光熱水費への支援補助金及び新型コロナに関する支援補助金を受けるため、補助金を 389 万円増額。収支の均衡を図るための一般会計繰入金を 389 万円減額し、合わせて 1, 233 万 4, 000 円の減額をしております。

続いて、下段、和知診療所事業収益をご覧ください。

京都府における光熱水費への支援補助金及び医療福祉施設への支援補助金を受けるため、補助金を 21 万 5, 000 円増額。和知老健施設からの医師給与分担金を 8 万 4, 000 円増額。収支の均衡を図るための一般会計繰入金を 251 万 8, 000 円増額し、合わせて 281 万 7, 000 円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

以上、簡単ではありますが、補足説明とさせていただきます。何とぞご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀内上下水道課長。

○上下水道課長（堀内浩二君） 議案第 73 号 令和 5 年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明を申し上げます。

12 ページ、13 ページの予算明細書をご覧ください。

まずは、上段の収益的勘定の収益的支出について、ご説明申し上げます。

1 款、水道事業費用、1 項、営業費用、4 目、総係費について 111 万 9, 000 円の増額をお願いするものでございます。こちらは、収益的勘定の人件費について、人事院勧告に伴う見直しを含め、年度末に向けた一定の精査を行っているものです。

次に、下段の資本的勘定の資本的支出をご覧ください。

1 款、資本的支出、1 項、建設改良費、1 目、施設整備費について 9 万 7, 000 円の減額をお願いするものでございます。こちら、資本的勘定の人件費について、人事院勧告に伴い年度末に向けた一定の精査を行っているものです。

以上、簡単ではございますが、議案第 73 号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、7日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

この後、議会広報広聴特別委員会が開催されますので、委員の皆さんにはお疲れのところ大変ご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

本日は、大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時06分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 山崎裕二

〃 署名議員 山崎眞宏